

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正

奄美群島振興開発特別措置法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とするものとする。

- 一 農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
- 二 農業の生産性の向上に関する事業
- 三 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
- 四 観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業
- 五 奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業
- 六 航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業
- 七 一から六までに掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の

生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大

臣と協議して指定する事業

(第一条関係)

第二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号に規定する給付金として奄美群島振興開発特別措置法第九条第二項に規定する交付金を定めるものとする事。  
(第四条関係)

第三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律として奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法を定めるものとする事。  
(第七条関係)

第四 総務省組織令の一部改正

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとする事。  
(第八条関係)

第五 財務省組織令の一部改正

大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うものとする事。  
(第九条関係)

第六 国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正

奄美群島振興開発基金分科会の設置期間の延長を行うものとする事。  
(第九条関係)

第七 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(第十条関係)

第八 国土交通省組織令の一部改正

国土政策局等の所掌事務の特例及び国土政策局特別地域振興官の設置期間の延長を行うものとする。

(第十一条関係)

第九 附則

この政令の施行期日について定めるものとする。

(附則関係)

第十 その他

その他所要の改正を行うものとする。